

令和8年4月24日

## 伊勢志摩及び周辺地域エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 公募実施要領（各事業共通）

公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「機構」という。）では、令和8年度観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」における実施事業について、次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので、公募します。

### 記

#### 1 業務概要

##### (1) 事業名

伊勢志摩及び周辺地域エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業

- 令和8年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値旅行者向け【コネ】の形成・継続に向けた映像の制作及びウェブサイトの改修業務
- 令和8年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値旅行者向け【コネ】の形成・継続に向けたアメリカにおけるイベント開催等プロモーション業務
- 令和8年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値旅行者向け【コネ】の形成・継続に向けたシンガポールにおけるセールス等プロモーション業務
- 令和8年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 伊勢志摩エリア関連事業者の機運醸成業務
- 令和8年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 事務局及び地域経営主体の整備等業務

##### (2) 業務の目的

各事業 仕様書（別紙3）のとおり

##### (3) 業務の仕様等

各事業 仕様書（別紙3）のとおり

##### (4) 履行期間

各事業 仕様書（別紙3）のとおり

##### (5) 事業予算額

各事業 仕様書（別紙3）のとおり

## 2 公募型プロポーザル参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしたものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国土交通省並びに三重県、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、度会町、玉城町、大紀町及び明和町のいずれの地方公共団体においても、資格（指名）停止期間中でないこと。
- (3) (2) に掲げる地方公共団体が定める暴力団排除条例等に規定する者でないこと。
- (4) 予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 破産法に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (7) 公募開始の直近決算において、2 期連続債務超過の状態でないこと。
- (8) 公募の審査に関わる者でないこと。
- (9) 会社法で定める法人であること。
- (10) 業務の遂行に必要な資格を保有していること。例) 旅行業登録等
- (11) 常に連絡調整ができる体制が整っており、かつ事務局の求めに応じて速やかに権限のある者を機構へ来訪させることが可能なものであること。
- (12) 伊勢志摩及び周辺地域エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業における業務を円滑に進行するために、複数の事業者と連携した共同提案を実施することは妨げない。共同提案の場合の要件は以下のとおりとする。
  - (ア) 共同提案では事業者が連携してコンソーシアムとして応募を行うこと。
  - (イ) 【様式 1】及び【様式 2】はコンソーシアムで主となる事業者が提出すること。
  - (ウ) 【様式 3】はコンソーシアムの全ての構成員分を提出すること。
  - (エ) コンソーシアムの全ての構成員が、上記応募(1)から(9)の要件を満たす者であること。
  - (オ) コンソーシアムの構成員が、他の共同提案の構成員として重複応募する者でないこと。
  - (カ) コンソーシアムの構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
  - (キ) コンソーシアムを代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

## 3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構 公式ホームページ

URL: [https://www.iseshima-kanko.jp/feature/kofukakachi\\_proposal\\_2026\\_01](https://www.iseshima-kanko.jp/feature/kofukakachi_proposal_2026_01)

イ 交付期間

令和 8 年 4 月 24 日（金）から令和 8 年 5 月 13 日（水）正午まで

ウ 入手方法

上記アの公式サイトからダウンロードすること。

(2) 応募意思表明書の提出期限及び提出方法

企画提案を行う意思がある場合は、次のとおり期日までに参加表明すること。なお、参加表明無き者からの企画提案書は受理しない。

ア 提出先

公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」担当

Email : [global01@iseshima-kanko.jp](mailto:global01@iseshima-kanko.jp) 電話 : 0596-44-0800

イ 提出期限

令和8年5月1日（金）正午（必着）

ウ 提出方法

電子メールによる送付に限る。電子メールの件名は、「伊勢志摩及び周辺地域エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 『事業名』（応募意思表明書）」とする。

エ 提出書類

応募意思表明書【様式2】 1部

企業概要及び業務に関する実績表【様式3】 1部

オ 応募資格確認結果の通知

令和8年5月7日（木）

(3) 企画提案書の作成にかかる仕様等について

企画提案書の作成にあたっては、「伊勢志摩及び周辺地域エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業企画提案書作成要領（各事業共通）」に基づき作成すること。

(4) 企画提案書等の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記（2）アの場所

イ 提出期限

令和8年5月13日（水）正午（必着）

ウ 提出方法

電子メールによる送付に限る。電子メールの件名は、「伊勢志摩及び周辺地域エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業「事業名」（企画提案書）」とする。

エ 提出書類

企画提案書（見積書等を含む。） 次の PDF データ

- 正本1部（提案者記名）
- 副本1部（提案者を判読できるような記載を削除したもの）

詳細は、「伊勢志摩及び周辺地域エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業企画提案書作成要領（各事業共通）」（別紙1）を参照すること。

（5）仕様書等に対する質問について

仕様書等に対する質問がある場合は、質問書【様式1】を提出すること。

なお、電話等による口頭での質問回答は行わない。

ア 提出先

上記（2）アの場所

イ 提出期限

令和8年4月28日（火）正午（必着）

ウ 提出方法

電子メールによる送付に限る。電子メールの件名は、「伊勢志摩及び周辺地域エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業「事業名」（質問）」とする。

エ 回答期限

令和8年4月30日（木）までに、すべての回答を一覧にし、上記（1）アの場所に掲載する。

（6）応募の取り下げ

応募を取り下げる場合は、取り下げ願い書【様式4】を提出するものとする。

取り下げ願い書提出期限 令和8年5月13日（水）正午（必着）

なお、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書【様式4】を提出し、取り下げるものとする。

また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

4 スケジュール（予定）

内容	期間
公募開始、企画提案書受付開始	令和8年4月24日（金）
質問書受付締切	令和8年4月28日（火）正午（必着）
質問回答	令和8年4月30日（木）まで
応募意思表明書 提出締切	令和8年5月 1日（金）正午（必着）
応募資格確認結果通知	令和8年5月 7日（木）
企画提案書受付締切	令和8年5月13日（水）正午（必着）
取り下げ願い書届締切	令和8年5月13日（水）正午（必着）
審査結果の通知	令和8年5月下旬（予定）

## 5 審査・評価方法等

### (1) 審査方法

審査は、企画提案書の内容を基に、「【事業別】審査対象項目及び評価基準」（別紙4）に従い、選定委員会が審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

なお、書面審査のみとし、プレゼンテーション等は実施しない。

### (2) 提案書評価方法

提案書は、「伊勢志摩及び周辺地域エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業受託者選定要領（各事業共通）」に基づき評価を行う。

### (3) 結果の通知と公表

すべての提案書提出者に対し通知する。

最優秀提案者決定後、審査の実施結果として、以下の項目について、審査結果の通知後に機構の公式サイトに公表することとする。

① 最優秀提案者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

② 企画提案公募参加者（最優秀提案者以外の提案者は匿名）毎・評価項目毎の評価得点及び合計点

## 6 契約

### (1) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

### (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (3) 契約書作成の要否

要

## 7 失格事由

次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

(2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。

(3) 提案書類に虚偽または不正があったとき。

(4) 選定委員会の審査の結果、評価値が6割を満たさないとき。

(5) 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

## 8 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務については、機構と協議の上、実施するものとする。
- (2) 委託業務の全部、又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ機構の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 委託業務に関して知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報については、機構の保有する個人情報として「公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構情報公開規程」で準用する「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び定款」の適用を受けるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により機構に損害を与えた時は、その損害の責めを負うものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 機構が受託者を決定した後に、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく機構と協議を行うものとする。

## 9 その他

- (1) 提出書類作成等、プロポーザル参加にかかる費用については、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の作成にあたっては必ず業務経験のある者が参加したうえで、業務責任者が中心となり、責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 提案者の経験やノウハウを最大限活用し、具体的で実効性のある企画提案書を提出すること。
- (4) 提出した企画提案書等に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。
- (5) 当機構に提出された書類は返却しない。
- (6) 当機構から提示する各種資料については、本プロポーザル以外に使用することを禁止する。
- (7) 本プロポーザルにより契約締結する業務は、令和8年度観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」の活用を前提として実施するものであり、最優秀提案者との契約手続は、同事業事務局の事業開始承認後に行うものとする。

## 10 添付書類

企画提案書作成要領 (別紙1)

企画提案公募実施要領 様式1～4 (別紙2)

【事業別】仕様書 (別紙3)

【事業別】審査対象項目及び評価基準 (別紙4)

## 11 問合せ先

〒519-0609

三重県伊勢市二見町茶屋420-1

伊勢市二見総合支所3階

公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」担当（小山・大下・三橋）

Email : [global01@iseshima-kanko.jp](mailto:global01@iseshima-kanko.jp)

電話 : 0596-44-0800 （電話等による口頭での質問回答は行わない。）

以上